

令和5年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 83 号 議 案	仲 裁 に つ い て	1
認 第 2 号	令 和 4 年 度 神 奈 川 県 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 及 び 同 年 度 神 奈 川 県 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て	2

仲 裁 に つ い て

県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約に関する紛争について、次のとおり仲裁に付するものとする。

- 1 件 名
県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約に関する紛争
- 2 仲裁の相手方
小田原市久野2267番地
瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体
代表者 瀬戸建設株式会社
代表取締役 瀬戸良幸

3 仲裁に付する理由

工事の受注者である瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体は、本件工事において生じた追加変更工事代金6,993万1,027円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めている。

これに対し、神奈川県は工事着手後の変更事由に関して変更契約を行っており、工事完成後に提出された請求書に基づき支払いも完了し、債務を全て履行している。よって、相手方の請求には応じられないことから、当事者間での解決を図ることが困難であると認められるので、建設業法第25条の18の規定に基づき建設工事紛争審査会の仲裁に付するものである。

令和5年9月25日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会の仲裁に付することとしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

令和4年度神奈川県一般会計歳入歳出
決算及び同年度神奈川県特別会計歳入
歳出決算の認定について

令和4年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和5年9月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治